

各務原市介護保険サービス事業者 各位

各務原市健康福祉部介護保険課

## 介護認定申請にかかる様式の変更について

平素より介護保険運営に多大なるご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

「元号を改める政令」の施行により、5月1日から元号が「令和」に改められます。それに伴い、要介護認定・要支援認定申請書（様式第5号（第8条関係））の元号の表記の変更と、あわせて変更した部分がありますので、下記のとおりご案内いたします。

なお、従前の様式は、しばらくの間使用できますが、6月中を目処に新様式へ変更してください。

### 記

#### 【1】要介護認定・要支援認定の申請書

##### 1) 変更箇所

- 表面**
- ・申請日の元号を平成から令和に変更しました。
  - ・第三者行為の記載欄のレイアウトを変更しました。
  - ・市記載用欄の変更をしました。
- 裏面**
- ・調査の立ち合いについての注釈に「なしの場合は本人と連絡のとれる番号を記載してください」の表記を追加しました。
  - ・市記載欄の元号を平成から令和に変更しました。

##### 2) 配布方法

**電子データ** 各務原市公式ウェブサイト内に掲載します。（5月1日以降）  
<http://www.city.kakamigahara.lg.jp/internet/shinseisho/185/001405.html>

**紙用紙** 介護保険課・介護認定係窓口で配布します。

#### 【2】連絡事項

「即位日等休日法」により4月27日（土）～5月6日（月）は閉庁日となります。6月30日までの有効期間の更新申請については5月7日（火）から申請が可能となります。また、5月1日付での区分変更申請につきましては、連休明けの5月7日（火）に申請書をご提出いただいた場合のみ受付いたしますので、5月1日付での申請を希望する旨を職員にお伝えください。

なお、連休明けは窓口や庁内駐車場の混雑が予想されますので、お時間に余裕をもってお越しください。

問い合わせ先

|     |                |
|-----|----------------|
| 担当課 | 介護保険課介護認定係     |
| 電話  | (058) 383-1970 |